

令和3年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	下関市デイサービスセンター「ほのぼの」		
所在地	下関市豊北町大字神田 4 6 1 1 番地 2		
指定管理者	名 称	社会福祉法人 下関市社会福祉協議会	
	代表者	会長 波佐間 清	
	住 所	下関市貴船町三丁目 4 番 1 号	
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認に当たっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、利用者アンケート、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。 その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に示された項目ごとに、次葉の通り、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントしたうえで、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。		
担当部課 (問合せ先)	豊北総合支所市民生活課		
	T E L : 0 8 3 - 7 8 2 - 1 9 2 4		
	E - m a i l : hhkenkou@city.shimonoseki.yamaguchi.jp		

■ 目標値の達成度

□指標：施設の利用者数

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
目標値	2,460	2,310	-	-	-	4,770
実績値	2,050	-	-	-	-	-
差	△ 410	-	-	-	-	-

指定管理者制度導入1年度目（指定期間初年度）に当たる令和3年度は、利用者の入院や施設入所の増加により実績値が目標値を下回りました。しかしながら、1日の利用定員12人に対して7.98人、年間利用率は66.5%で、またコロナ禍においても利用者の安全に細心の注意を払いながら適切な管理運営を行っており指定管理者制度導入の目的は一定レベルで達成していると考えます。さらに、令和4年2月頃から多くの新規利用者も獲得し、今後、安定的かつ継続的な管理運営が期待できます。

■ モニタリングの総合コメント

管理運営業務の実施状況については、当該施設では令和3年4月から利用者を認知症の方に限定した、介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業を運営しています。利用者数の目標値は達成できていないものの、高齢化の著しい豊北町地域において、在宅で介護や支援が必要な認知症を持つ方に対し、通所介護により、適切な機能訓練等を提供し、さらには、指定管理者の創意工夫により、利用者の在宅生活への支援、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上に加え、介護者の身体的・精神的負担の軽減にも努められており、施設の設置目的は十分に達成されていると判断できます。また、施設の維持管理についても適切に行われており、総合的に判断して良好と評価します。

収支については、指定管理者の経営努力により、収支バランスは安定しており適正と評価します。また、令和4年2月頃からの新規利用者増加により、さらなる利用率向上並びに収入増加が期待できます。今後も継続した、経営努力、創意工夫により、利用率の維持向上、収支の安定継続を期待します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

令和4年度についても、認知症対応型通所介護施設としての設置目的を推進するため、利用者が安全かつ安心して利用できるよう適切な管理運営を行うことで、より良い環境づくりと、市民サービスの更なる向上を求めます。また、目標値の実現のため既利用者数を維持すると共に、新規利用者の獲得及び継続的な利用促進に努められることを求めます。

ソフト面では、新型コロナウイルスを含めた感染症の対策、防災体制の強化等、まずは利用者にとっての安全面を第一に考え、加えて介護技術の進歩等に応じた適切な介護サービスの提供を求めます。また、ハード面では、利用者からの大きな苦情もなく、指定管理者の努力により良好な水準を維持できていると判断し、今後も良好な水準を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

利用者を認知証の方に限定した、介護保険法に基づく通所介護を行う施設であり、利用者が在宅で安心して暮らすために適正に事業を運営されていました。家にとじこもりがちな高齢者に対し通所の方法で各種サービスを提供されることによって、社会的孤独感の解消や気分転換、また心身機能が維持向上し介護予防につながり、在宅で介護される家族にとっても、身体的・精神的な介護負担の軽減につながっています。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取り組み方)

介護保険法をはじめとする関係法令に則り、食事や入浴、健康チェックなどのサービスのほか、指定管理者の創意工夫による、様々なレクリエーションや季節行事を実施されていました。また、隣接するグループホームと連携し地域福祉の充実に努められており、認知症の方やその家族を地域で支え合う仕組みづくりが確立されています。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

業務遂行に必要な、専門性に長けた職員及び関係法令に基づいた資格等を有する職員等の人員配置や管理体制の維持に努め適切に管理されていました。また、利用者及びその家族からの意見・要望等について、迅速かつ前向きに捉え、内部で検討し業務改善に取り組まれていました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

利用料金収入、人件費の支出等、領収書や経理に関する書類、日々の利用状況や年間行事等に関する書類をチェックし、基本協定書等に基づき指定管理者が実施すべき業務等が適正に行われていることを確認しました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

利用者の安全を確保するための感染症の対策、施設の保守点検、修繕等も適切に実施されており、施設の不具合等は適宜、市へ報告が行われています。また、緊急連絡網を作成し関係機関と緊密に連携して対処されるようにしています。

社会性(環境等への配慮)

施設内を清潔に維持し、排出する廃棄物の適切な処理、不要な照明の消灯、冷暖房温度の省エネ設定、また、送迎ではエコドライブが実施されており、環境に配慮した管理運営に努められています。

事業収支

経済性

当該施設利用者の入院、施設入所等の増加により、利用者数は目標値を下回ったものの、指定管理者の経営努力により、支出の抑制が図られ収支バランスは安定しています。また利用者の新規獲得も確実に進んでおり、大幅な利用率向上並びに収入増が期待されることから、今後、安定的かつ継続的に本施設を管理運営できると認められます。

団体の経営状態

経営の健全性

指定管理者から提出された財務諸表等を確認した結果、財務状況について、特に大きな問題がないことから経営状況は健全と判断しました。

令和4年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	下関市デイサービスセンター「ほのぼの」				
所在地	下関市豊北町大字神田 4 6 1 1 番地 2				
指定管理者	名 称	社会福祉法人 下関市社会福祉協議会			
	代表者	会長 波佐間 清			
	住 所	下関市貴船町三丁目 4 番 1 号			
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認に当たっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、利用者アンケート、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。 その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に表示された項目ごとに、次葉の通り、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントした上で、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。				
担当部課 (問合せ先)	豊北総合支所市民生活課				
	T E L : 0 8 3 - 7 8 2 - 1 9 2 4				
	E - m a i l : hhkenkou@city.shimonoseki.yamaguchi.jp				

■ 目標値の達成度

□指標：施設の利用者数

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標値	2,460	2,310	2,450	—	—
実績値	2,050	2,538	—	—	—
差	△ 410	228	—	—	—

指定管理者制度導入2年度目に当たる令和4年度は、多くの新規利用者の獲得があり、実績値が目標値を大きく上回りました。1日の利用定員12人に対して10.07人、年間利用率は83.9%で、また、コロナ禍においても利用者の安全に細心の注意を払いながら適切な管理運営を行っており、指定管理者制度導入の目的は十分に達成していると考えます。今後も、利用者にとっての安全面を第一に考えた管理運営に努め、その上で、更なる施設利用率向上を期待します。

■ モニタリングの総合コメント

管理運営業務の実施状況については、当該施設では令和3年4月から利用者を認知症の方に限定した、介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業を運営しています。令和4年度は利用者数の目標値を達成しており、高齢化の著しい豊北町地域において、在宅で介護や支援が必要な認知症を持つ方に対し、通所介護により、適切な機能訓練等を提供し、さらには、指定管理者の創意工夫により、利用者の在宅生活への支援、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上に加え、介護者の身体的・精神的負担の軽減にも努められており、施設の設置目的は十分に達成されていると判断できます。また、施設の維持管理についても適切に行われており、総合的に判断して良好と評価します。

収支については、指定管理者の経営努力により、令和3年度から更に黒字額が拡大し、収支バランスは非常に安定しており、適正と評価します。今後も継続した経営努力、創意工夫により、利用率の維持向上、収支の安定継続を期待します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

令和5年度についても、認知症対応型通所介護施設としての設置目的を推進するため、利用者が安全かつ安心して利用できるよう適切な管理運営を行うことで、より良い環境づくりと、市民サービスの更なる向上を求めます。また、目標値の実現のため既利用者を維持すると共に、新規利用者の獲得及び継続的な利用促進に努められることを求めます。

ソフト面では、施設利用対象者の多くが高齢者であることから、引き続き新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の対策、防災体制の強化等、まずは利用者にとっての安全面を第一に考え、加えて介護技術の進歩等に応じた適切な介護サービスの提供を求めます。また、ハード面では、利用者からの大きな苦情もなく、指定管理者の努力により良好な水準を維持できていると判断し、今後も良好な水準を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

目的性・公平性・効果性

利用者を認知証の方に限定した、介護保険法に基づく通所介護を行う施設であり、利用者が在宅で安心して暮らすために適正に事業を運営されていました。家にとじこもりがちな高齢者に対し通所の方法で各種サービスを提供されることによって、社会的孤独感の解消や気分転換、また心身機能が維持向上し介護予防につながり、在宅で介護される家族にとっても、身体的・精神的な介護負担の軽減につながっています。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取り組み方)

介護保険法をはじめとする関係法令にのっとり、食事や入浴、健康チェックなどのサービスのほか、指定管理者の創意工夫による、様々なレクリエーションや季節行事を実施されていました。また、隣接するグループホームと連携し地域福祉の充実に努められており、認知症の方やその家族を地域で支え合う仕組みづくりが確立されています。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

業務遂行に必要な、専門性に長けた職員及び関係法令に基づいた資格等を有する職員等の人員配置や管理体制の維持に努め適切に管理されていました。また、利用者及びその家族からの意見・要望等について、迅速かつ前向きに捉え、内部で検討し業務改善に取り組まれていました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

利用料金収入、人件費の支出等、領収書や経理に関する書類、日々の利用状況や年間行事等に関する書類をチェックし、基本協定書等に基づき指定管理者が実施すべき業務等が適正に行われていることを確認しました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

利用者の安全を確保するための感染症の対策、施設の保守点検、修繕等も適切に実施されており、施設の不具合等は適宜、市へ報告が行われています。また、緊急連絡網を作成し関係機関と緊密に連携して対処されるようにしています。

社会性(環境等への配慮)

施設内を清潔に維持し、排出する廃棄物の適切な処理、不要な照明の消灯、冷暖房温度の省エネ設定、また、送迎ではエコドライブが実施されており、環境に配慮した管理運営に努められています。

事業収支

経済性

新規利用者の大幅な増加に伴う収入増及び指定管理者の経営努力による支出の抑制により、令和3年度から更に黒字額が拡大し、収支バランスは非常に安定しています。今後も安定的かつ継続的に本施設を管理運営できると認められます。

団体の経営状態

経営の健全性

指定管理者から提出された財務諸表等を確認した結果、財務状況について、特に大きな問題がないことから経営状況は健全と判断しました。

令和5年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	下関市デイサービスセンター「ほのぼの」
所在地	下関市豊北町大字神田 4 6 1 1 番地 2
指定管理者	名 称 社会福祉法人 下関市社会福祉協議会
	代表者 会長 波佐間 清
	住 所 下関市貴船町三丁目 4 番 1 号
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認に当たっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、利用者アンケート、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。 その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントした上で、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	豊北総合支所市民生活課
	T E L : 0 8 3 - 7 8 2 - 1 9 2 4
	E - m a i l : hhkenkou@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

□指標：施設の利用者数

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標値	2,460	2,310	2,450	2,450	－
実績値	2,050	2,538	2,599	－	－
差	△ 410	228	149	－	－

指定管理者制度導入3年度目に当たる令和5年度は、利用者数の増加が図られ、目標値を大きく上回る実績が達成され、過去最高となりました。1日の利用定員12人に対して平均10.15人が利用し、年間利用率は84.6%でした。感染症対策への対応が求められる状況下にあっても、利用者の安全に細心の注意を払いながら適切な管理運営を行っており、指定管理者制度導入の目的は十分に達成していると考えます。今後も、利用者の安全を第一に考えた管理運営に努め、更なる施設利用率向上を期待します。

■ モニタリングの総合コメント

管理運営業務の実施状況については、施設の利用者数の目標値を達成しています。高齢化の著しい豊北町地域において、在宅で介護や支援が必要な認知症の方に、通所介護により、適切な機能訓練等を提供し、指定管理者の創意工夫により、利用者の在宅生活への支援、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上に働きかけ、介護者の身体的・精神的負担の軽減にも寄与しています。したがって、施設の設置目的は十分に達成されていると判断できます。また、施設の維持管理についても適切に行われていることも含め、総合的に判断して良好と評価します。

収支については、利用者数の増加による収入増と、指定管理者の経営努力により支出の抑制が図られた結果、収支バランスは非常に安定しているため、適正と評価します。今後も継続した経営努力と創意工夫を求め、利用率の維持向上、収支の安定継続を期待します。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

令和6年度についても、認知症対応型通所介護施設としての設置目的を推進するため、利用者の立場での視点を常に持ち、業務改善を図り、適切な管理運営を行うことにより、利用者が安全かつ安心して利用できる環境づくりと、市民サービスの更なる向上を求めます。また、目標値の達成を目指して、既存の利用者数の維持と新規利用者の獲得及び継続的な利用促進に努めることを求めます。

ソフト面では、施設利用対象者の多くが高齢者であることから、引き続き新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症の対策、防災体制の強化等、利用者の安全を最優先とします。その上で、介護技術の進歩等に応じた適切な介護サービスの提供を求めます。また、ハード面では、利用者からの大きな苦情もなく、指定管理者の努力により良好な水準を維持できていると判断します。今後も良好な水準を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

利用者を認知証の方に限定した介護保険法に基づく通所介護を行う施設を適切に運営していました。利用者が在宅で安心して暮らすために適正に事業を運営しています。家に閉じこもりがちな高齢者に対し通所により各種サービスを提供することによって、社会的孤独感の解消や気分転換、また心身機能の維持向上につながり、介護予防にも寄与しています。更に、在宅で介護される家族にとっても、身体的・精神的な介護負担の軽減につながっています。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取り組み方)

介護保険法を始めとする関係法令にのっとり、食事や入浴、健康チェックなどのサービスのほか、指定管理者の創意工夫による、様々なレクリエーションや季節行事を実施しました。また、隣接するグループホームと連携し、地域福祉の充実に努め、認知症の方やその家族を地域で支え合う仕組みづくりが確立されています。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

業務遂行に必要な専門性に長けた職員及び関係法令に基づいた資格等を有する職員等の人員配置や管理体制が適切に管理されていました。また、利用者及びその家族からの意見・要望等について、迅速かつ前向きに捉え、内部で検討し業務改善に取り組んでいました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

利用料金収入、人件費の支出等、領収書や経理に関する書類、日々の利用状況や年間行事等に関する書類を精査し、基本協定書等に基づき指定管理者が実施すべき業務等が適正に行われていることを確認しました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

利用者の安全を確保するための感染症対策、施設の保守点検、修繕等も適切に行われ、施設の不具合等は適宜、市に報告が行われています。また、緊急連絡網を作成し、関係機関と緊密に連携して対処されるようにしています。

社会性(環境等への配慮)

施設内は清潔に保たれ、排出する廃棄物は適切に処理されています。不要な照明は消灯し、冷暖房は省エネ設定にしています。また、送迎ではエコドライブを実施し、環境に配慮した管理運営に努めています。

事業収支

経済性

利用者数の増加による収入増及び指定管理者の経営努力による支出の抑制により、令和3年度から継続して黒字経営が続き、収支バランスは非常に安定しています。安定的かつ継続的に本施設を管理運営できる範囲内であると認められます。

団体の経営状態

経営の健全性

指定管理者から提出された財務諸表等を確認した結果、財務状況について、特に大きな問題がないことから経営状況は健全と判断しました。

令和6年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	下関市デイサービスセンター「ほのぼの」
所在地	下関市豊北町大字神田字志ただ4611番地2
指定管理者	名 称 社会福祉法人 下関市社会福祉協議会
	代表者 会長 児玉 典彦
	住 所 下関市上田中町一丁目16番3号
モニタリングの実施方針・方法等	本施設の管理運営業務の確認に当たっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、利用者アンケート、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に表示された項目ごとに、次葉のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントした上で、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	豊北総合支所市民生活課
	T E L : 0 8 3 - 7 8 2 - 1 9 2 4
	E - m a i l : hhkenkou@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

□指標：施設の利用者数

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標値	2,460	2,310	2,450	2,450	2,450
実績値	2,050	2,538	2,599	2,217	-
差	△ 410	228	149	△ 233	-

指定管理者制度導入4年度目に当たる令和6年度は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの影響を大きく受け、年間利用者数は目標値に達しませんでした。しかしながら、このような厳しい状況下でも、1日の利用定員12人に対し、平均8.9人の利用があり、年間利用率は74.2%と一定の水準を維持しています。これは、感染症対策が求められる状況において、利用者の皆様の安全に細心の注意を払いながら、適切な管理運営に努めてきた結果であり、指定管理者制度導入の目的は十分に達成されたと考えます。今後も、利用者の安全を最優先に考えた管理運営を徹底し、さらなる施設利用者の増加に努めることを求めます。

■ モニタリングの総合コメント

管理運営業務の実施状況については、利用者数は目標値を下回りましたが、利用者の安全に細心の注意を払い、適切な管理運営に努めました。高齢化が著しい豊北町において、在宅で介護や支援が必要な認知症の方に、適切な機能訓練を提供しました。指定管理者の創意工夫により、利用者の在宅生活の支援、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上に貢献し、介護者の身体的・精神的負担の軽減にも寄与しました。これらのことから、施設の設置目的は十分に達成されていると判断します。また、施設の維持管理も適切に行われているため、総合的に判断して良好と評価します。

収支については、指定管理者の経営努力により支出が抑制された結果、収支バランスは安定しており、適正と評価します。今後も経営努力により、収支の安定継続を求めます。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

令和7年度についても、認知症対応型通所介護施設としての設置目的を推進するため、利用者の立場での視点を常に持ち、業務改善を図り、適切な管理運営を行うことにより、利用者が安全かつ安心して利用できる環境づくりと、市民サービスの更なる向上を求めます。また、目標値の達成を目指して、既存の利用者数の維持と新規利用者の獲得及び継続的な利用促進に努めることを求めます。

ソフト面では、施設利用対象者が高齢者であることから、引き続き感染症対策や防災体制の強化等、利用者の安全を最優先とします。その上で、介護技術の進歩等に応じた適切な介護サービスの提供を求めます。また、ハード面では、利用者からの大きな苦情もなく、指定管理者の努力により良好な水準を維持されています。今後も良好な水準を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

利用者を認知症の方に限定した介護保険法に基づく通所介護を行う施設を適切に運営されていました。利用者が在宅で安心して暮らすために適正に事業を運営しています。家に閉じこもりがちな高齢者に対し通所により各種サービスを提供することによって、社会的孤独感の解消や気分転換、また心身機能の維持向上につながり、介護予防にも寄与しています。更に、在宅で介護される家族にとっても、身体的・精神的な介護負担の軽減につながっています。施設の運用については、利用者数の目標値を下回ったものの、一定の水準を維持されていました。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

介護保険法を始めとする関係法令に基づき、食事や入浴、健康チェックなどのサービスのほか、指定管理者の創意工夫によるさまざまなレクリエーションや季節行事を実施しました。また、隣接するグループホームと連携し、地域福祉の充実に努め、認知症の方やその家族を地域で支え合う仕組みづくりの確立に努めていました。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

業務遂行に必要な専門性に長けた職員及び関係法令に基づいた資格等を有する職員等の人員配置や管理体制が適切に維持されていました。また、利用者及びその家族からの意見・要望等について、迅速かつ前向きに捉え、検討し業務改善に取り組んでいました。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

利用料金収入、人件費の支出等、領収書や経理に関する書類、日々の利用状況や年間行事等に関する書類を精査し、基本協定書等に基づき指定管理者が実施すべき業務等が適正に行われていることを確認しました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

利用者の安全を確保するための感染症対策、施設の保守点検、修繕等も適切に行われ、施設の不具合等は適宜、市に報告が行われています。また、緊急連絡網を作成し、関係機関と緊密に連携して対処されるようにしています。

社会性(環境等への配慮)

施設内は清潔に保たれ、排出する廃棄物は適切に処理されていました。不要な照明は消灯し、冷暖房は省エネ設定にされていました。また、送迎ではエコドライブを実施し、環境に配慮した管理運営に努めていました。

事業収支

経済性

新型コロナウイルス感染症により臨時休業期間があったにもかかわらず、指定管理者の経営努力による支出の抑制により、令和3年度から継続して黒字経営が続き、収支バランスは非常に安定しています。安定的かつ継続的に本施設を管理運営できる範囲内であると認められます。

団体の経営状態

経営の健全性

指定管理者から提出された財務諸表等を確認した結果、財務状況については、特に大きな問題がないことから経営状況は健全と判断しました。